

最近の外為法をめぐる状況について

令和3年1月29日

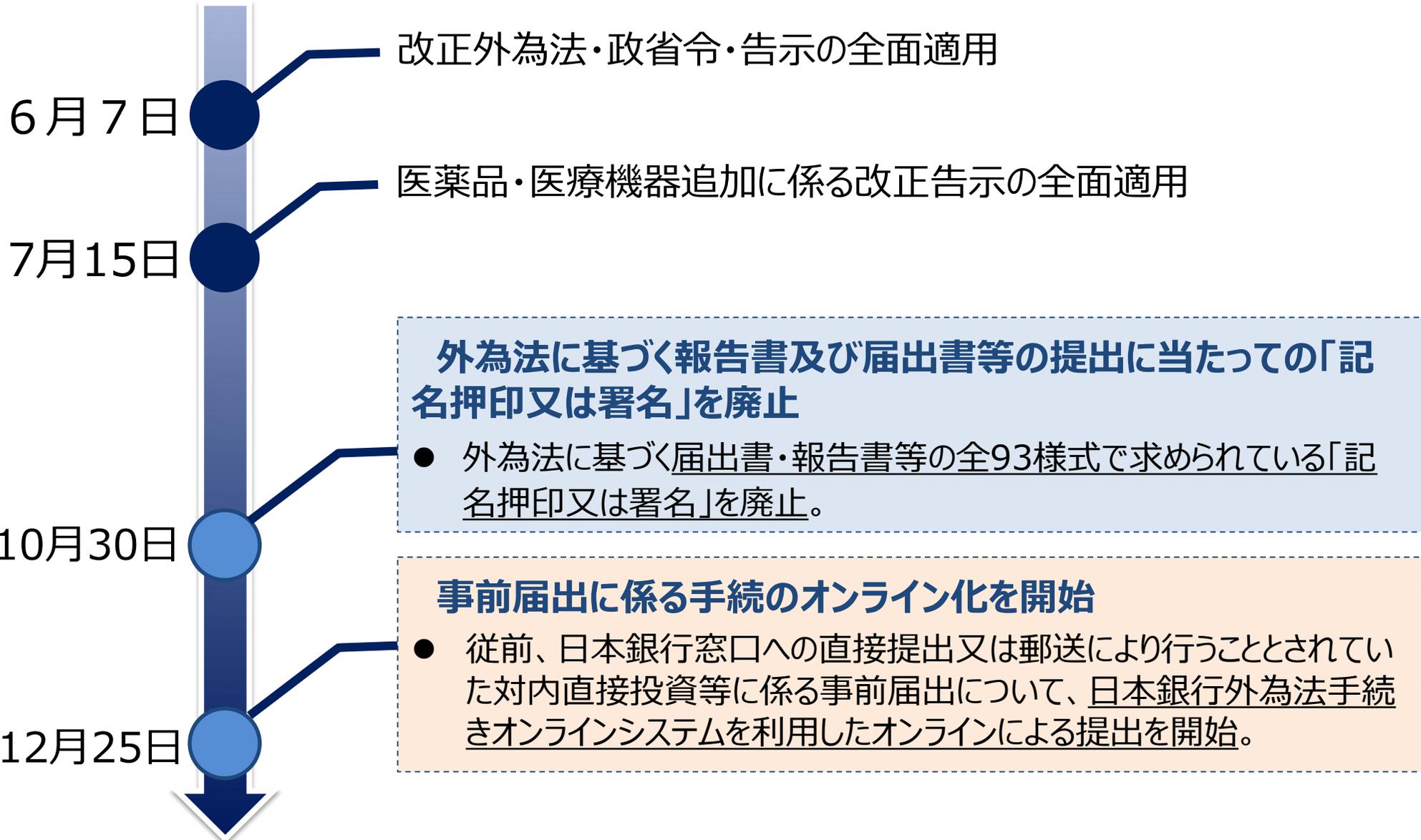
財務省国際局

1. 事前届出に係る手続のオンライン化等について

2. 直近の事前届出実績について

外為法改正以降の省令改正等

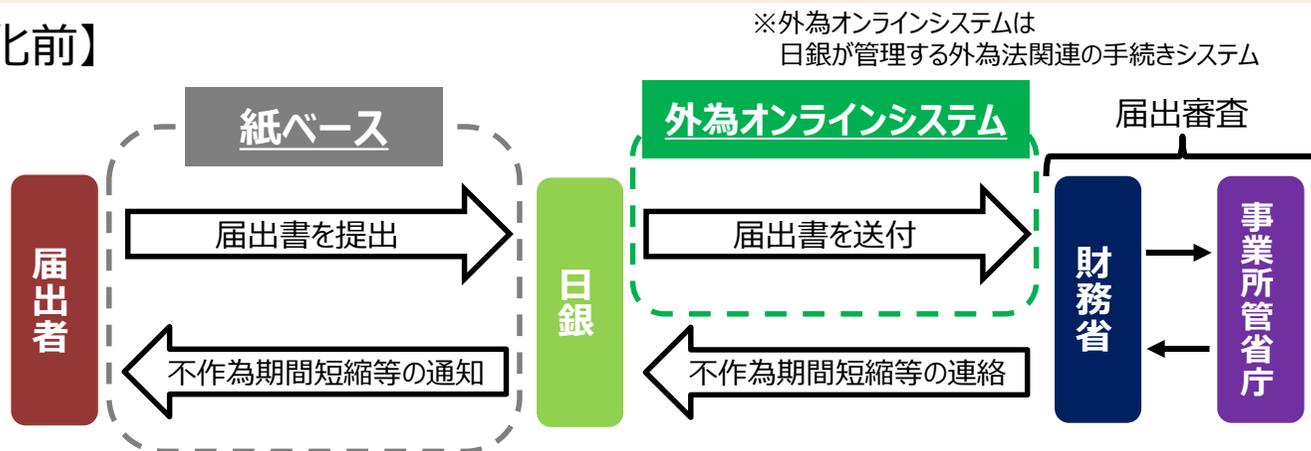
2020年



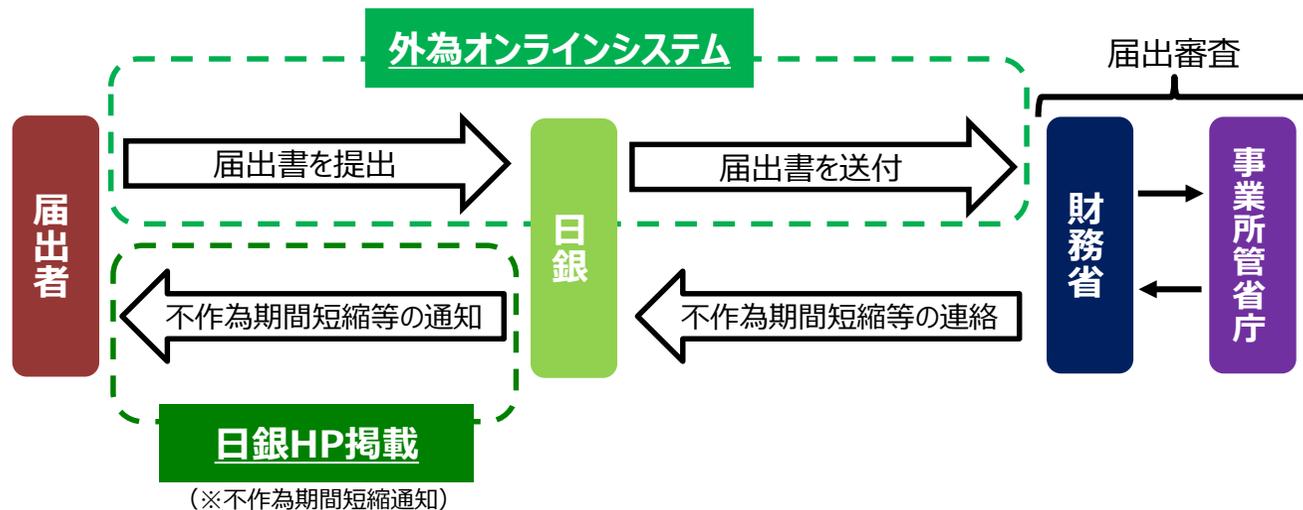
対内直接投資審査の流れ（オンライン化前後）

- 従来紙ベースのみ認められていた届出書の提出につき、日本銀行外為法手続きオンラインシステムを利用したオンラインによる提出を開始。加えて、対内直接投資等の事前届出に係る行為禁止期間が短縮される場合の届出者への通知について、紙ではなく日銀HPへの掲載により行うことで手続きリモート化を実現。
- 本見直しにより、紙を前提とした政府における審査手続の効率化が見込まれるとともに、都度の往訪等が不要となりリモートでの手続を完結させることが可能となるなど、届出者の利便性が向上。

【オンライン化前】



【オンライン化後】（令和2年12月25日～）



1. 事前届出に係る手続のオンライン化等について

2. 直近の事前届出実績について

事前届出件数の推移

- 2019年8月にサイバーセキュリティ関連業種を事前届出対象に追加したことにより、2019年度の届出件数は前年度比で3倍以上に増加。
- さらに外為法改正（令和2年6月完全適用）により、上場会社の株式取得に係る事前届出の閾値を引き下げる（10%→1%）とともに、役員への就任及び指定業種に属する事業の譲渡・廃止等に事前届出（行為時事前届出）を導入し、事前届出の対象を拡大している。
- 他方、事前届出免除制度の導入により問題のない投資については事前届出が不要となり、事後報告に流れたこと、組合形態による投資の届出義務の適正化を行ったこと等に伴い、2020年度通期（2020年4月～2021年3月）の届出件数は、2019年度と比較して殆ど変わらない見込み。

（注）2020年度における事前届出免除制度利用者の事後報告は343件、上場の株式取得時事前届出は2019年度324件に対し128件



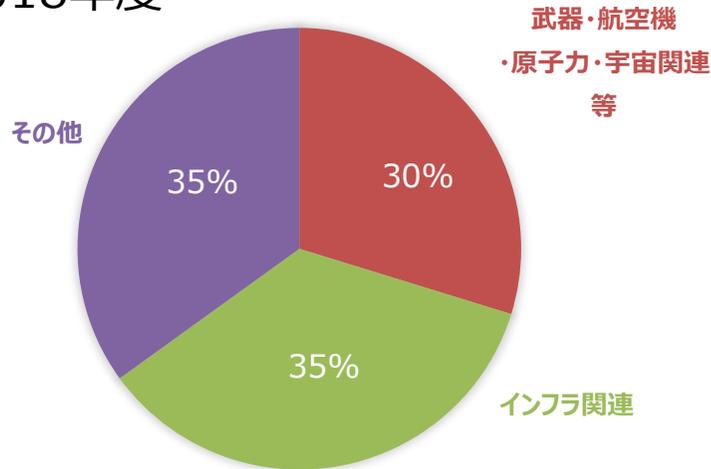
（注1）2020年度：2020年4月～12月（9か月分）

（注2）その他：事業目的の変更、金銭貸付、社債の取得、株式譲渡、支店の設置、共同議決権行使に係る届出

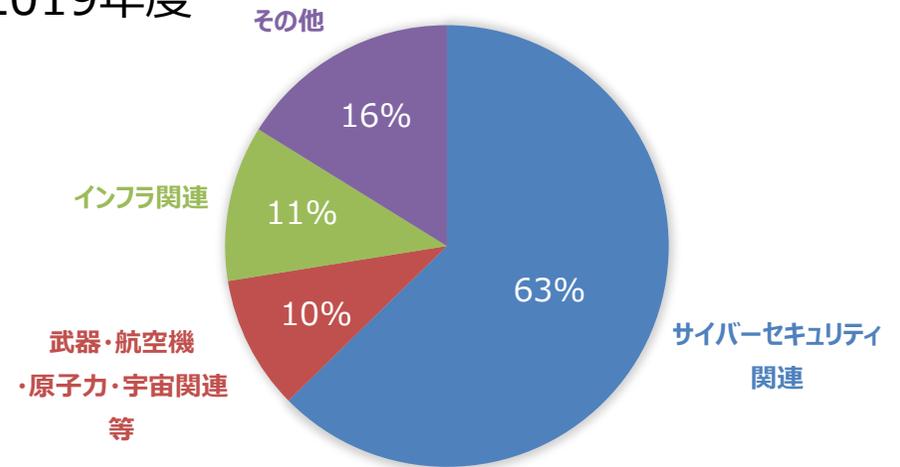
業種別の株式取得時事前届出について

- 2018年度までは武器等、インフラ、その他がそれぞれ3割程度を占めていたが、現在は2019年8月に追加されたサイバーセキュリティ関連業種（情報処理サービス業、ソフトウェア業、集積回路製造業、半導体メモリメディア製造業等）が67%を占めている。

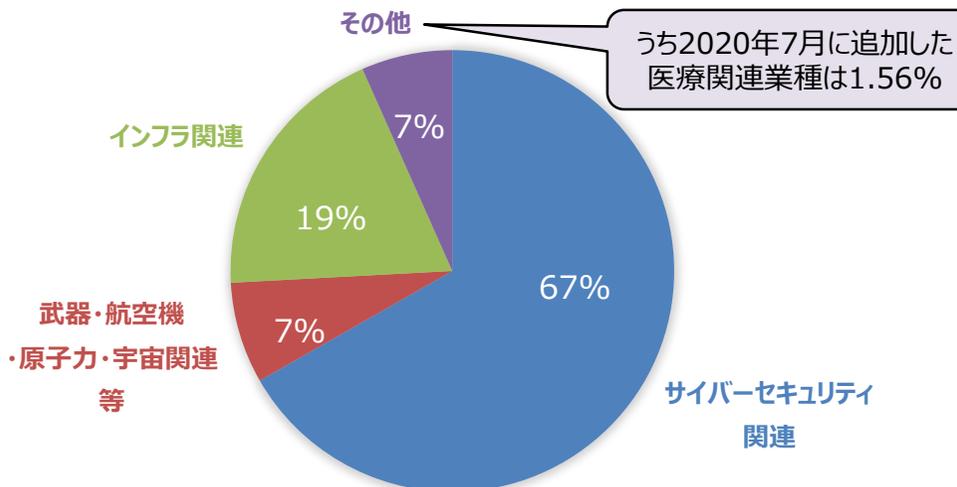
2018年度



2019年度



2020年度（2020年4月～12月）



(参考) 外為法上の指定業種の概要

- | | |
|------------------|--------------------|
| ➤ サイバーセキュリティ関連 | ➤ 石油業 |
| ➤ 武器 | ➤ 熱供給業 |
| ➤ 航空機 | ➤ 放送業 |
| ➤ 原子力 | ➤ 旅客運送 |
| ➤ 宇宙関連 | ➤ 警備業 |
| ➤ 軍事転用可能な汎用品の製造業 | ➤ 農林水産業 |
| ➤ 電力業 | ➤ 皮革関連 |
| ➤ ガス業 | ➤ 航空運輸 |
| ➤ 通信業 | ➤ 海運 |
| ➤ 上水道 | ➤ 感染症に対する医薬品に係る製造業 |
| ➤ 鉄道業 | ➤ 高度管理医療機器に係る製造業 |
- *2020年7月に追加

參考資料

問題のない投資の一層の促進

1. 取得時事前届出免除制度の導入

- 一定の基準の遵守を前提に株式取得時の事前届出を免除。
- 事後報告、勧告・命令により、免除基準の遵守を担保。

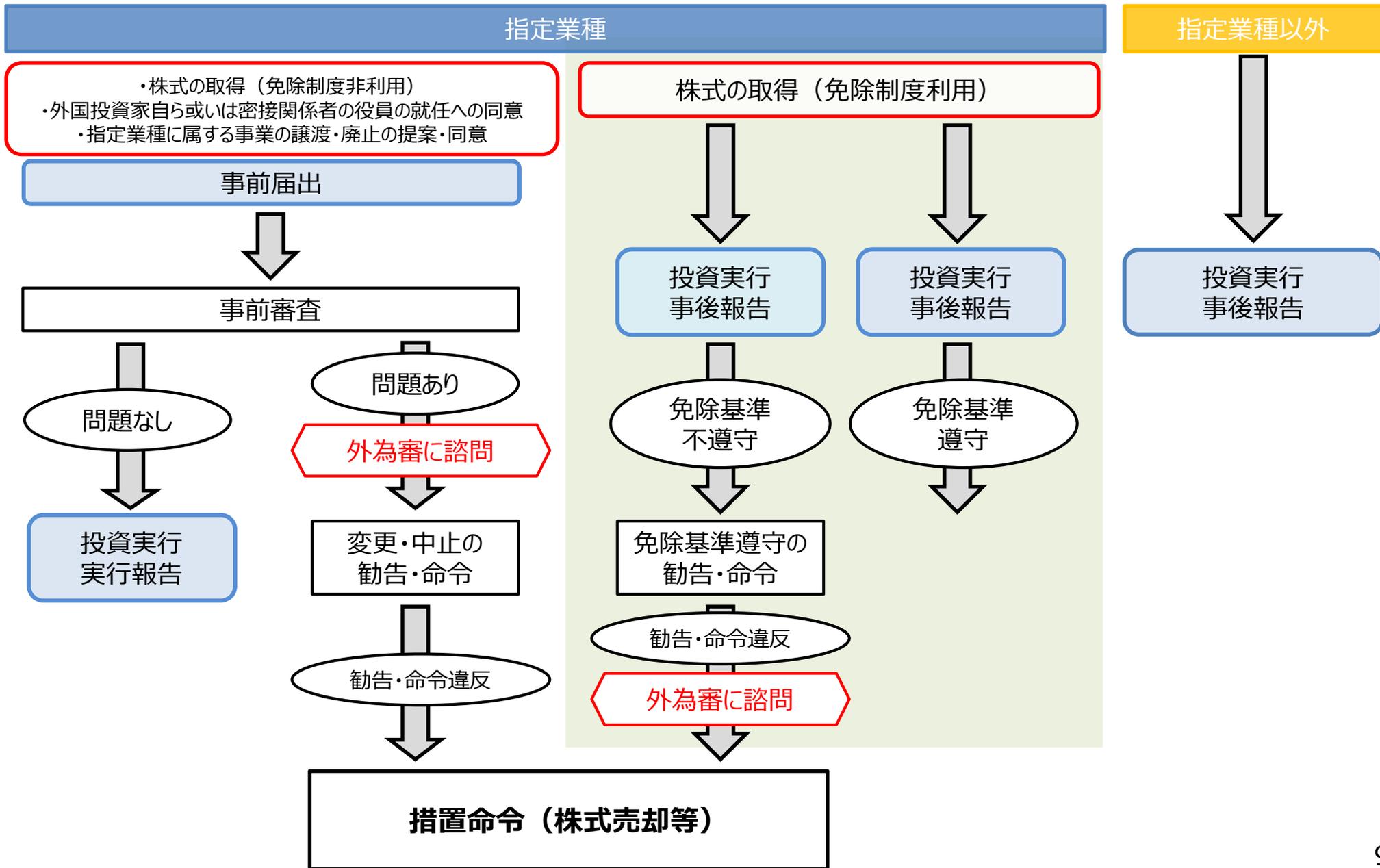
国の安全等を損なうおそれのある投資への適切な対応

2. 事前届出の対象の見直し

- 上場会社の取得時事前届出の閾値引下げ（現行10%→1%：会社法上の株主総会における議題提案権の基準）
- 役員への就任及び指定業種に属する事業の譲渡・廃止について、行為時事前届出を導入

3. 国内外の行政機関との情報連携の強化

対内直接投資審査制度の全体像（外為法改正後）



業種別の事前届出件数

届出対象業種	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
武器等の製造業等 (軍事転用可能な汎用品等を含む)	127	149	171	233	188	118
航空機の製造業等	0	6	2	19	23	8
原子炉・核燃料物質等の製造業等	0	0	2	12	10	3
宇宙関連等の製造業等	0	2	3	15	16	10
サイバーセキュリティ関連業種	-	-	-	-	1,457	1,040
感染症に対する医薬品に係る製造業、 高度管理医療機器に係る製造業	-	-	-	-	-	25
電力・ガス、熱供給事業	285	437	395	318	235	281
情報通信事業	29	17	18	14	-	-
放送事業	0	0	2	7	2	9
上水道業	2	2	5	3	6	3
鉄道業	3	1	1	3	2	1
旅客運送業	6	23	9	0	0	0
生物学的製剤製造業	20	28	14	19	34	-
警備業	47	57	44	40	77	14
農林水産業	31	64	76	94	96	32
石油業	56	61	53	49	46	25
皮革製品製造業	19	35	31	10	29	2
航空運輸業	20	24	33	31	11	5
海運業	21	39	33	36	31	10
業種別件数合計	666	945	892	903	2,263	1,586

(注1) 2020年度：2020年4月～12月（9か月分）

(注2) 複数業種にまたがる届出については、それぞれの業種について延べ数で算出

(注3) 事前届出には株式取得時事前届出、行為時事前届出、事業目的の変更、金銭貸付、社債の取得、株式譲渡、支店の設置、共同議決権行使に係る届出を含む。

国籍別の株式取得時事前届出件数（2020年4月～12月）

- 株式取得等に係る事前届出は、日本を除けば、上場・非上場ともに米国と英領ケイマンが最も多い。
- 日本からの届け出が多い理由は、外為法上、非居住者である個人又は外国法人に議決権を50%以上保有されている日本の会社又は会社法上の「子会社」を通じて50%以上保有されている限り、全て外国投資家として取り扱われているため。日本からの届出については、最終親会社等を見ても日本の場合も多いが、英領ケイマン、米国などの場合も多く、届出書・最終親会社等の資本構成も含めて個別に審査する必要。

国籍別の事前届出件数（株式取得）

	上場会社	非上場会社
日本	33	295
米国	46	114
英領ケイマン	16	105
シンガポール	13	40
オランダ	0	36
台湾	0	36
香港	1	33
英国	4	18
ドイツ	0	20
中国	0	14
カナダ	10	3
インド	0	12
タイ	0	12
韓国	2	8
その他	3	61
計	128	807

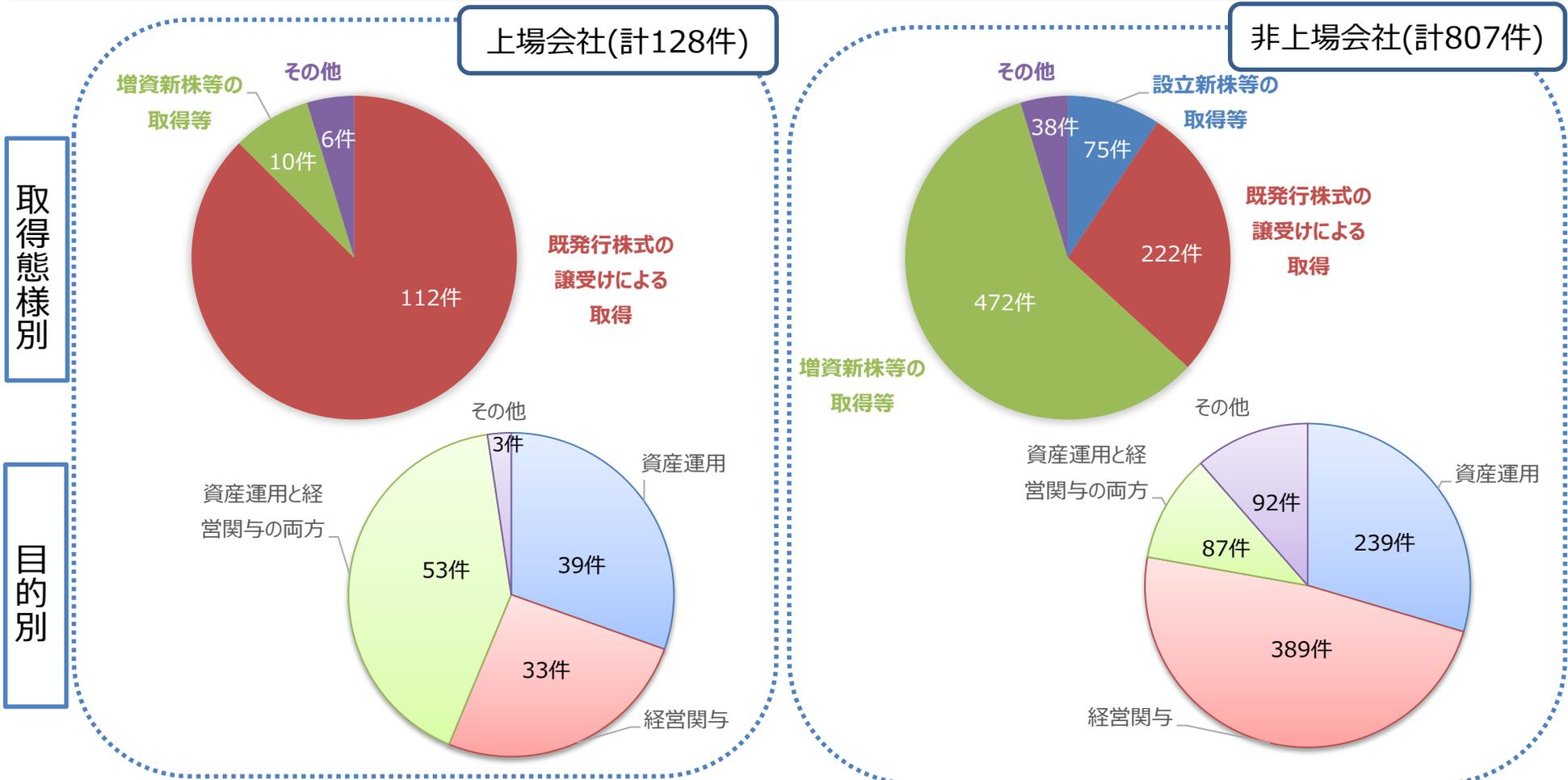
届出者の国籍等が「日本」の場合の最終親会社等の国籍別届出件数

	上場会社	非上場会社
日本	24	139
英領ケイマン	1	36
米国	0	33
韓国	8	25
ドイツ	0	14
シンガポール	0	13
オーストラリア	0	6
カナダ	0	6
その他	0	23
計	33	295

（注）外為法改正時に、届出者の「最終親会社等」を事前届出書に記載することを求める様式の改正を実施。

取得態様・目的別の株式取得時事前届出件数（2020年4月～12月）

- 上場会社128件に対し、非上場会社は807件となっており届出件数は非上場会社の方が多い。
- 上場会社に係る株式取得の態様は、市場での取得を含む既発行株式の譲受けによる取得が9割以上であるのに対し、非上場会社は、増資新株等の取得等が多い。後者は、自ら設立した会社の増資やスタートアップ投資に伴う増資の引受け等が含まれていることがその理由。また、目的別の届出件数について、非上場会社に係る株式取得は、上場会社に比し、主たる目的が経営関与である届出が多く、適切に審査をしていく必要。



(注) 目的別の「その他」は新株予約権の行使、吸収合併の対価としての取得、自己株式の取得等